

平成31年 4月25日
警 察 庁

平成30年度会計監査実施結果について

1 重点項目及び対象部署

契約及び捜査費の執行を重点項目とし、84部署に対して実施した。

2 会計監査の実施結果

(1) 特徴

経費の執行に関し、所要の手續が執られていないなど会計経理上の過誤が見受けられた。

(2) 主な指導事項

ア 契約

検査調書に基づき支払うべき契約に関し、検査調書を作成することなく支払いが行われていた。

イ 捜査費の執行

- 捜査員の出張時の宿泊代を旅費で支給すべきところ、捜査費で執行していた。
- 支払精算書又は支払伝票に誤った金額を計上して精算したため、支給漏れとなっていた。

ウ 物品管理及び旅費その他の経費

- 中央調達で配備した映像解析用資機材に関し、物品管理簿の数量に記載誤りが認められた。
- 旅費支給手續に旅行終了から精算日まで3か月以上を要する遅延が認められた。

3 今後の方針

平成30年度の会計監査実施結果を踏まえ、平成31年度会計監査実施計画に基づき厳正な会計監査を実施し、より適正な会計経理の推進を図る。

平成31年4月25日

平成30年度会計監査実施結果報告書

警 察 庁

(目 次)

1	はじめに	1
2	平成30年度の会計監査実施の概要	1
(1)	重点項目	1
(2)	対象年度	1
(3)	対象部署	1
(4)	実施方法	1
3	会計監査実施結果	2
(1)	契約関係	2
ア	会計監査実施状況	2
イ	会計監査実施結果に基づく措置	2
(7)	指示事項	2
(1)	指導事項	2
(2)	捜査費関係	3
ア	会計監査実施状況	3
(7)	執行内容関係	3
(1)	事務手続関係	3
(ウ)	現金等の管理関係	3
(エ)	聞き取り調査関係	3
イ	会計監査実施結果に基づく措置	4
(7)	指示事項	4
(1)	指導事項	4
(3)	物品管理関係	5
ア	会計監査実施状況	5
(7)	物品管理関係	5
(1)	中央調達物品の活用、維持管理状況関係	5
イ	会計監査実施結果に基づく措置	5
(7)	指示事項	5
(1)	指導事項	5
(4)	旅費その他の経費関係	5
ア	会計監査実施状況	5
イ	会計監査実施結果に基づく措置	6
(7)	指示事項	6
(1)	指導事項	6
4	平成29年度会計監査に基づく指示事項・指導事項の改善措置状況の確認	6
5	平成31年度の会計監査に向けて	7
別表		8

1 はじめに

本報告は、会計の監査に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第9号)第6条の規定に基づき、平成30年度に警察庁が行った会計監査の実施状況を報告するものである。

2 平成30年度の会計監査実施の概要

(1) 重点項目

重点項目は、契約及び捜査費の執行とした。

契約については、厳しい財政状況を受けて予算の無駄遣い防止を主たる目的として、捜査費の執行については、私的流用等の重大事案防止を主たる目的として、それぞれ重点項目とした。

(2) 対象年度

平成29年度の執行を中心に、会計監査実施時点までの平成30年度の執行についても併せて対象とした。また、必要に応じて、平成28年度以前の執行についても対象とした。

(3) 対象部署

会計監査責任者別の対象部署は別表のとおりであり、平成30年4月から平成31年3月までに、84部署（警察庁内部部局、3附属機関、3管区警察局、1管区警察学校、23都道府県警察及び北海道警察の2方面本部、47都道府県情報通信部及び4方面情報通信部）に対して実施した。

(4) 実施方法

平成30年度の会計監査においては、

- 捜査経験を有する警察官を含む体制で実施した
- 警察本部から遠隔地に所在する警察署に対しても実施した
- 重点項目の契約については、
 - ・ 予算の無駄遣いの防止等、経済性、効率性及び有効性を主たる視点として監査を実施した
 - ・ 物品購入等に係る契約については、取引業者の関係帳簿と警察の会計文書との照合による不整合点の調査を行うとともに、「物品購入等に係る契約の適正確保の徹底について（平成30年4月2日付け警察庁丁会発第284号）」等を踏まえた物品購入等に係る契約の適正確保のための措置の推進状況について確認した

- 重点項目の捜査費の執行については、
 - ・ 取扱者等に対する聞き取り調査の際には、捜査費経理の制度及び手続等を熟知し、適時適切な捜査費の執行について指示、指導及び執行結果の確認が行われているか、また、捜査員等に対する聞き取り調査の際には、自動車運転日誌等関係書類と照らし合わせるなどして具体的な執行状況について確認するなど、適正な執行がなされているか、徹底した聞き取り調査を実施した
 - ・ 会計監査の際、都道府県警察の会計課幹部及び捜査費等指導担当官（注1）等に対し、捜査費経理の適正な執行などについて指導・教養を実施したものである。

3 会計監査実施結果

会計監査を実施した結果、重点項目を含む各監査項目について、改善措置を講じる必要があるものを指示事項（注2）、また、自ら必要な措置として改善を図るものを指導事項（注3）等として記載した。

(1) 契約関係

ア 会計監査実施状況

物品購入等に係る契約関係について、契約の必要性、又は契約方法や予定価格の積算根拠等を関係文書で点検するとともに、担当職員からの聞き取り調査による確認や取引業者の関係帳簿と警察の会計文書との照合により、不適正な経理処理の有無を確認した。

イ 会計監査実施結果に基づく措置

会計監査を実施した結果、おおむね適正であると認められたが、指示事項・指導事項は下記のとおりである。

(ア) 指示事項

該当はなかった。

(イ) 指導事項

- 契約手続に関する不適切な取扱い
 - ・ 検査調書に基づき支払うべき契約に関し、検査調書を作成することなく

(注1) 「捜査費等指導担当官」は、都道府県警察の本部の捜査を担当する各部に置かれ、捜査費等の適正かつ効果的な執行を確保するため、警察署及び部内各課の巡回業務指導を実施している。

(注2) 「指示事項」は、警察庁の行う会計の監査に関する訓令（平成16年警察庁訓令第8号）第9条（会計監査の結果に基づく措置）第1項により指示する事項をいう。

(注3) 「指導事項」は、訓令第9条第1項による指示によらずとも、自ら必要な措置を講じるよう指導することにより、改善を図ることができると認められる事項をいう。

支払いが行われていた

- ・ 役務の単価契約に関し、年度途中で予定数を大幅に上回った項目について、新たな契約手続を行っていなかった
- ・ 受注業者から誓約書を徴取していないなど複数の手続不備があった事例があったことから、改善を図るよう指導した（愛知県警察、2県情報通信部（静岡、奈良））。

(2) 捜査費関係

ア 会計監査実施状況

(7) 執行内容関係

捜査費を対象とする会計監査については、

- 現金出納簿及び捜査費証拠書類等を点検し、文書の不備や矛盾点の有無等の確認
- 関係文書の確認結果を踏まえ、捜査費を執行した具体的な状況等について、取扱者等の幹部職員及び指定した捜査員等からの聞き取り調査による確認
- 必要に応じ、執行の対象となっている店舗の確認等により実施した。

(4) 事務手続関係

捜査費の執行に携わる取扱者等の幹部職員が実施する毎月の所要見込額の算定、取扱責任者への交付額の申請から現金の受領、捜査員等への交付から執行後の精算までの各手続について、

- 取扱者等の幹部職員が、捜査費経理に関する必要な知識を有し、捜査員等に対して指示・指導等を適切に行っているか
- 取扱者等の幹部職員が、捜査費執行の必要性、妥当性について、責任を持って判断し、また、当該執行に関して捜査員等から執行時の状況の報告を求め、対面の上、十分に確認しているか
- 取扱者等の幹部職員及び捜査員等が、捜査費執行の各段階において捜査費証拠書類を適切に作成しているか
- 取扱者等の幹部職員が、作成された捜査費証拠書類を自らの責任で点検し、決裁しているか

等を聞き取り調査等により確認した。

(7) 現金等の管理関係

現金、現金出納簿及び捜査費証拠書類の管理状況を確認するとともに、捜査員に対して捜査諸雑費の保管・管理状況を確認した。

(1) 聞き取り調査関係

聞き取り調査を実施した所属数は、合計299所属（警察本部等141所属、警察

署158署)である。

なお、聞き取り調査実施人数は、合計2,233人であり、その内訳は、次のとおりである。

○ 取扱者(警察本部所属の課長、警察署長等)	265人
○ 補助者(警察本部所属の次長、警察署副署長等)	278人
○ 中間取扱者(大規模警察署の課長等)	111人
○ 中間交付者(警察本部所属の課長補佐、警察署の課長等)	656人
○ 捜査員	923人

イ 会計監査実施結果に基づく措置

会計監査を実施した結果、おおむね適正であると認められたが、指示事項・指導事項は下記のとおりである。

(7) 指示事項

該当はなかった。

(イ) 指導事項

○ 支出科目誤り・計数誤り

- ・ 捜査員3名分の出張時の宿泊代を旅費で支給すべきところ、捜査費で執行していた
- ・ 支払精算書又は支払伝票に誤った金額を計上して精算したため、支給漏れとなっていた

事例があったことから、捜査費で執行した分を返納(15,700円)の上、旅費で支給(31,100円)し、支給漏れについては追給(100円2件)するよう指導した(3府県警察(岐阜、愛知、大阪))。

○ 捜査費の執行手続きに関する不適切な取扱い

- ・ 一般捜査費の精算に係る決裁は、中間取扱者が捜査費を執行した捜査員と対面の上で行うべきところ、特段の理由なく、これが行われていなかった
- ・ 中間交付者が捜査員に直接交付・残金受領すべき捜査諸雑費について部下を介して行っていた

事例があったことから、改善を図るよう指導した(2都府警察(警視庁、京都))。

○ 現金出納簿の不適切な取扱い

現金出納簿が出納の都度整理されていなかったことから、改善を図るよう指導した(宮崎県警察)。

○ 捜査費証拠書類の不適切な取扱い

- ・ 支払報告書に記載漏れが複数あるなど、取扱者等の点検・指導が不十分であった

- ・ 支払精算書に取扱者の決裁漏れが複数認められた事例があったことから、改善を図るよう指導した（2 県警察（静岡、宮崎））。

(3) 物品管理関係

ア 会計監査実施状況

(7) 物品管理関係

物品管理については、関係文書の点検及び担当職員等からの聞き取り調査に併せて、実際の管理状況を確認した。

(4) 中央調達物品の活用、維持管理状況関係

配当物品の有効活用の観点で、中央調達物品を対象に、関係文書の点検、担当職員等からの聞き取り調査等により確認した。

イ 会計監査実施結果に基づく措置

会計監査を実施した結果、おおむね適正であると認められたが、指示事項・指導事項は下記のとおりである。

(7) 指示事項

該当はなかった。

(4) 指導事項

○ 物品管理手続の不適切な取扱い

- ・ 人材育成基盤装置について、物品管理簿の価格に記載誤りが認められた
- ・ 機動隊員用ヘルメットについて、有効活用されていないものがあった
- ・ 中央調達で配備した映像解析用資機材に関し、物品管理簿の数量に記載誤りが認められた
- ・ 機動隊員用ヘルメットについて、物品管理簿等に記載がないもの、個数や保管場所の把握、消耗品と備品の区別が不十分なものがあった
- ・ 毎会計年度 1 回行うべき物品供用官への検査に関し、平成29年度は行っていないかった
- ・ 衛星通信用設備について、物品整理票を貼付していないものがあった
- ・ 電源装置について、物品管理簿等に記載がないものがあった
- ・ 物品管理に関する簿冊に支出等関係文書としての表示がなかった

事例があったことから、改善を図るよう指導した（警察大学校、4 府県警察（福井、岐阜、京都、兵庫）、3 県情報通信部（福島、三重、奈良））。

(4) 旅費その他の経費関係

ア 会計監査実施状況

旅費については、旅行命令簿及び旅費請求書等の関係文書の点検並びに担当職員等からの聞き取り調査により、旅行事実を確認した。

その他の経費については、関係帳簿の点検及び担当職員からの聞き取り調査により、事務手続の妥当性などを確認した。

イ 会計監査実施結果に基づく措置

会計監査を実施した結果、おおむね適正であると認められたが、指示事項・指導事項は下記のとおりである。

(7) 指示事項

該当はなかった。

(イ) 指導事項

○ 旅費支給手続の遅延

旅費支給手続に旅行終了から精算まで3か月以上を要する遅延がみられたことから、改善するよう指導した（関東管区警察局、2県警察（愛知、沖縄））。

○ 旅費の支給漏れ

旅行事実があるにもかかわらず、旅行命令簿から削除されたものがあり、日当が支給漏れとなっていたことから、追給（850円）するよう指導した（栃木県情報通信部）。

4 平成29年度会計監査に基づく指示事項・指導事項の改善措置状況の確認

平成29年度の会計監査実施結果において、指示事項・指導事項を通知した部署について、その改善措置状況を確認した。

平成29年度の会計監査実施結果においては、

- 捜査費の証拠書類作成及び決裁に関する不適切な取扱い
- 物品管理手続の不適切な取扱い
- 旅費の支給漏れ

に対する計3件の指示事項、

- 契約手続の不適切な取扱い
- 保管現金の不適切な取扱い
- 物品管理簿冊の不適切な取扱い
- 旅費の支給漏れや過払い

等に対する計22件の指導事項が認められ、それぞれ通知された部署においては、

- 幹部を含めた職員教養の充実
- 厳格な現金管理の徹底
- 物品管理に係る適正な手続の徹底
- 旅費の支給漏れや過払いによる速やかな追給や返納手続

等、適正な会計経理の推進に向けた種々の取組がなされていることを確認した。

5 平成31年度の会計監査に向けて

平成30年度会計監査実施結果を踏まえ、平成31年度会計監査実施計画（H31. 3. 14 国家公安委員会報告済）に基づき厳正な会計監査を実施し、より適正な会計経理の推進を図る。

別表

平成30年度会計監査実施状況

1 実施部署

84部署（警察庁内部部局、3附属機関、3管区警察局、1管区警察学校、23都道府県警察及び北海道警察の2方面本部、47都道府県情報通信部及び4方面情報通信部）

2 上半期の実施内訳

38部署（2管区警察局、9都道府県警察及び北海道警察の1方面本部、23都道府県情報通信部及び3方面情報通信部）

会計監査責任者	会計監査の対象部署
警察庁長官	関東管区警察局、近畿管区警察局、北見方面、警視庁、長野県警察、大阪府警察、福岡県警察、釧路方面情報通信部、北見方面情報通信部、函館方面情報通信部、東京都情報通信部、長野県情報通信部、大阪府情報通信部、福岡県情報通信部
管区警察局長	山形県警察、埼玉県警察、京都府警察、鳥取県警察、熊本県警察、青森県情報通信部、岩手県情報通信部、山形県情報通信部、栃木県情報通信部、群馬県情報通信部、埼玉県情報通信部、新潟県情報通信部、三重県情報通信部、京都府情報通信部、奈良県情報通信部、和歌山県情報通信部、鳥取県情報通信部、島根県情報通信部、広島県情報通信部、香川県情報通信部、高知県情報通信部、長崎県情報通信部、熊本県情報通信部、鹿児島県情報通信部

3 下半期の実施内訳

46部署（警察庁内部部局、3附属機関、1管区警察局、1管区警察学校、14道県警察及び北海道警察の1方面本部、24道県情報通信部及び1方面情報通信部）

会計監査責任者	会計監査の対象部署
警察庁長官	警察庁内部部局、警察大学校、科学警察研究所、皇宮警察本部、中部管区警察局、北海道警察本部、旭川方面、宮城県警察、千葉県警察、神奈川県警察、静岡県警察、岐阜県警察、愛知県警察、兵庫県警察、宮崎県警察、沖縄県警察、北海道警察情報通信部、旭川方面情報通信部、宮城県情報通信部、千葉県情報通信部、神奈川県情報通信部、静岡県情報通信部、岐阜県情報通信部、愛知県情報通信部、兵庫県情報通信部、宮崎県情報通信部、沖縄県情報通信部
管区警察局長	東北管区警察学校、福島県警察、山梨県警察、福井県警察、徳島県警察、秋田県情報通信部、福島県情報通信部、茨城県情報通信部、山梨県情報通信部、富山県情報通信部、石川県情報通信部、福井県情報通信部、滋賀県情報通信部、岡山県情報通信部、山口県情報通信部、徳島県情報通信部、愛媛県情報通信部、佐賀県情報通信部、大分県情報通信部